平成２５年（フ）第４５７７号
大阪府豊中市上野西４丁目８番41―201号、開始決定時の住所大阪府豊中市上野西４―８―41　ピアチェーレ201号室
破産者　斉藤　貴也
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０号
広島市安佐南区緑井１丁目20番17―604号
破産者　前　　憲司
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３５号
福岡市博多区吉塚７丁目12番８―807号
破産者　児玉　賢三
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７８号
大阪市東住吉区北田辺４丁目27番12号カルマール北田辺403号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区比恵町11番７号
破産者　建山　　茂
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２号
秋田県潟上市飯田川下虻川字屋敷70番地２
破産者　樋渡さち子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９号
秋田市茨島４丁目９番５号、前住所茨城県日立市石名坂町１丁目33番７号
破産者　鈴木　之人
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
千葉県山武市蓮沼ニの2021番地
破産者　小川　和弘
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
千葉県山武市木原1453番地７、住民票上の住所千葉県山武市木原2314番地34
破産者　小菅　　勤
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４３号
横浜市戸塚区平戸２丁目15番10―３号、開始決定時の住所横浜市磯子区岡村４丁目16番６号
破産者　岩崎桂二郎
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４５号
横浜市港南区野庭町133番地　ユーワイハイツ上永谷103
破産者　岩崎昭一郎
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
新潟県妙高市大字関山3399番地２
破産者　阿部　咲子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第９８号
長野県松本市大字里山辺1270番地２
破産者　伊藤　白行
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３０４号
和歌山県岩出市西野211番地の１　401号
破産者　廣畑　幸治
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
和歌山県西牟婁郡白浜町栄242番地
破産者　朝日電器こと　松本　博充
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４１９号
福岡県太宰府市坂本２丁目４番10号ウィンディア梅山102号
破産者　関　　剛志
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目24番33号　メゾン津久井201
破産者　桑山　順一
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県那覇市字大道172番地31　コーポ幸503、開始決定時の住所鹿児島県大島郡和泊町大字和泊575番地２
破産者　肥後　忠仁
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第２６号
青森県平川市碇ヶ関40番地１
破産者　成田　　実
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部